

立川市木造住宅簡易耐震診断及び耐震診断助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、民間の木造住宅の簡易耐震診断を実施すること及び耐震診断に要する費用の一部を助成すること（以下「耐震診断助成」という。）により、市民の震災に対する意識の高揚及び木造住宅の耐震性の向上を図り、もって市民の暮らしの安全と震災に強いまちづくりを進めていくことを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 簡易耐震診断 耐震診断の実施の要否を判断するため、一般財団法人日本建築防災協会が定める調査項目に従い、市が無償で実施する予備調査をいう。
- (2) 耐震診断 別に定める耐震診断調査内容基準に基づき、調査機関が木造住宅に必要な耐震性能及び安全性を調査し、評価することをいう。
- (3) 調査機関 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度実施要綱（平成18年9月1日東京都知事決定）に基づき、公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターが作成した東京都木造住宅耐震診断事務所登録名簿に掲載された建築士事務所

イ 一般社団法人東京都建築士事務所協会立川支部が作成した木造建築物耐震診断委員会委員名簿に掲載された建築士事務所

(対象住宅)

第3条 簡易耐震診断及び耐震診断助成の対象となる木造住宅（以下「助成対象住宅」という。）は、市内に所在する昭和56年5月31日以前に建築の工事に着手した民間の戸建て住宅、共同住宅及び併用住宅とする。ただし、住宅以外の用途部分の床面積の合計が延べ面積の100分の50未満のものに限る。

(対象者)

第4条 簡易耐震診断及び耐震診断助成を受けることができる者は、助成対象住宅を所有する個人で、既に納期の経過した市区町村税を完納しているものとする。

(助成等の制限)

第5条 簡易耐震診断の実施及び耐震診断助成は、助成対象住宅1棟につき、各1回限りとする。

2 耐震診断助成は、助成対象住宅に耐震改修工事を実施する意思を示した者に限るものとする。

3 簡易耐震診断の実施及び耐震診断助成は、予算で定める額を限度とする。

(簡易耐震診断の申請及び決定)

第6条 簡易耐震診断を受けようとする者は、木造住宅簡易耐震診断申請書(第1号様式)及び当該住宅の位置案内図に、当該住宅に係る次の各号のいずれかの書類を添えて申請するものとする。

(1) 建築確認通知書又は検査済証の写し

(2) 登記簿謄本等の写し

(3) 家屋評価証明書

(4) その他建築時期、構造等が確認できる書類

2 前項の規定による申請があったときは、簡易耐震診断の実施の可否を決定し、木造住宅簡易耐震診断決定通知書(第2号様式)により、当該申請をした者に通知する。

(簡易耐震診断の実施条件)

第7条 前条第2項の規定により簡易耐震診断の実施の決定を受けた者(以下「実施決定者」という。)に対して、簡易耐震診断の目的を達成するため、必要な指示をし、又は条件を付することができる。

2 実施決定者は、市が派遣する調査者から調査に必要な資料等の提示を求められた場合は、協力するよう努めるものとする。

(簡易耐震診断の結果報告)

第8条 簡易耐震診断を受けた者には、診断の実施後に結果を報告するとともに、当該建築物について改修が必要と思われる箇所、耐震診断に要する見込み額及び耐震改修に要する一般的な参考工事額を示すものとする。

(簡易耐震診断の中止)

第9条 実施決定者は、診断の実施を中止しようとするときは、木造住宅簡易耐震

診断中止届（第3号様式）により、届け出るものとする。

（耐震診断助成の内容）

第10条 耐震診断助成は、100,000円を限度として調査機関による耐震診断に要した費用の100分の50以内の額を助成金として交付するものとする。この場合において、当該算出額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（耐震診断助成の申請及び決定）

第11条 耐震診断助成を受けようとする者は、耐震診断の実施前に、木造住宅耐震診断助成金交付申請書（第4号様式）に、当該住宅に係る次の各号に掲げる書類を添えて申請するものとする。この場合において、この要綱に定める簡易耐震診断を受けた者は、第1号及び第3号に掲げる書類を省略することができる。

- (1) 当該住宅の位置案内図
- (2) 耐震診断経費の見積書の写し
- (3) 助成対象住宅の建築時期が確認できる書類
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

2 前項の規定による申請があったときは、耐震診断助成の可否を決定し、木造住宅耐震診断助成金交付決定通知書（第5号様式）により、当該申請をした者に通知する。

（耐震診断助成の条件）

第12条 前条第2項の規定により耐震診断助成の決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）に対して、耐震診断助成の目的を達成するため、必要な指示をし、又は条件を付すことができる。

（耐震診断の完了）

第13条 助成決定者は、前条の規定による助成の決定の通知を受け取った日から90日以内に耐震診断を完了するよう努めなければならない。

（耐震診断の中止）

第14条 助成決定者は、耐震診断を中止しようとするときは、木造住宅耐震診断中止届（第6号様式）により届け出るものとする。

（完了届）

第15条 助成決定者は、耐震診断を完了したときは、木造住宅耐震診断完了届（第7号様式。以下「完了届」という。）に、当該住宅に係る次の各号に掲げる書類を添えて提出するものとする。

- (1) 耐震診断の結果を報告する書面
- (2) 耐震診断契約書の写し
- (3) 耐震診断経費の領収書の写し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類
(助成金の確定)

第16条 完了届の提出があったときは、速やかに助成金の額を確定し、木造住宅耐震診断助成金確定通知書（第8号様式。以下「確定通知書」という。）により、助成決定者に通知する。

(助成金の交付請求)

第17条 確定通知書を受けた助成決定者は、木造住宅耐震診断助成金交付請求書（第9号様式。以下「請求書」という。）を提出するものとする。

2 請求書が提出された場合は、速やかに助成金を交付するものとする。

(決定の取消し等)

第18条 実施決定者又は助成決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、木造住宅簡易耐震診断実施・耐震診断助成取消通知書（第10号様式。以下「取消通知書」という。）により、第6条第2項の規定により決定されている簡易耐震診断の実施又は第11条第2項の規定により決定されている耐震診断助成の全部若しくは一部を取消し、又は前条第2項の規定により既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を求めるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段若しくは錯誤により、簡易耐震診断の実施又は耐震診断助成の申請をしたとき。
- (2) 簡易耐震診断の実施又は耐震診断助成の決定の際に付した条件に違反したとき。
- (3) 助成金を他の用途に使用したとき。

2 前項の規定により助成金の返還を求められた者は、取消通知書に記載のある期限内にこれを返還するものとする。

(他事業の紹介)

第19条 簡易耐震診断を受け、事情によりやむを得ず耐震診断を行わない者に対して、家具転倒防止器具取付事業等の減災に関する他の事業を紹介する。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、簡易耐震診断及び耐震診断助成に関し必要な事項は、市民生活部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年1月18日から施行する。

附 則（平成23年6月10日要綱第36号）

この要綱は、平成23年6月11日から施行する。

附 則（平成25年4月1日要綱第79号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年5月16日要綱第84号）

1 この要綱は、平成29年5月16日から施行する。

2 この要綱による改正後の立川市木造住宅簡易耐震診断及び耐震診断助成要綱第3条の規定は、施行日以後に申請のあったものから適用し、同日前に申請のあったものについては、なお従前の例による。